

## 滋賀県暴力団排除条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第11条 省略</p> <p>第3章 暴力団の青少年への悪影響を防止するための措置 (暴力団事務所の開設および運営の禁止)</p> <p>第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、または運営してはならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院および同法第16条に規定する少年鑑別所</u></p> <p><u>(9) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所</u></p> <p><u>(10) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の青少年への悪影響を防止するためその周辺において暴力団事務所の開設および運営を禁止する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの</u></p> <p>2 省略</p> <p>第13条以下 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略</p> <p>第3章 暴力団の青少年への悪影響を防止するための措置 (暴力団事務所の開設および運営の禁止)</p> <p>第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、または運営してはならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院</u></p> <p><u>(9) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所</u></p> <p><u>(10) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所</u></p> <p><u>(11) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の青少年への悪影響を防止するためその周辺において暴力団事務所の開設および運営を禁止する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの</u></p> <p>2 省略</p> <p>第13条以下 省略</p>